

## 不在者投票の請求方法等について

- 1 「不在者投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入し、積丹町選挙管理委員会に持参、または郵送により提出してください。FAX、E-mailによる提出はできません。

送付先	〒046-0292 北海道積丹郡積丹町大字美国町字船濶 48 番地 5 積丹町選挙管理委員会
-----	--

記入にあたっては、以下の事項に注意してください。

- ・本人が自書すること。
  - ・「選挙人名簿に記載されている住所」欄は、積丹町に居住されていた時の住所を記載すること。
  - ・「送付先住所」欄(投票用紙等の送付先)は、確実に郵便物が届くよう、建物名や部屋番号まで記載すること。
  - ・「連絡先電話番号」欄は、日中連絡がとれる電話番号(携帯電話可)を記載すること。
- 2 提出された「不在者投票宣誓書(兼請求書)」の内容を確認できましたら、送付先住所へ「投票用紙」「不在者投票用封筒(内封筒・外封筒)」「不在者投票証明書」(以下「投票用紙等」といいます。)をレターパックにより郵送します。

- 3 届いた書類一式を持って、転出先(滞在先)市町村の不在者投票所へ行き、投票します。自宅等で記載することはできません。

投票用紙と一緒に送られる「不在者投票証明書」を開封すると投票できなくなります。絶対に開封せず、そのまま転出先(滞在先)市町村の不在者投票所へお持ちください。

※投票しない場合は、ただちに積丹町選挙管理委員会へ投票用紙等を返還してください。

- 4 転出先(滞在先)の選挙管理委員会が、積丹町選挙管理委員会へ投票用紙を送致します。

ご不明な点がございましたら、転出先(滞在先)市町村の選挙管理委員会または積丹町選挙管理委員会へお問合せください。

積丹町選挙管理委員会 電話 0135-44-2112